

子どもの貧困対策編 修正ポイント

頁	課名	修正箇所		理 由
		修正前	修正後	
28	青少年育成課	行政の役割として、子どもたちが最も身近に感じる学校図書館を居場所として位置付けます。居場所は、ただ「場」として存在するだけでなく、司書の役割を担う支援活動員を配置し、読書や学習補助といった学習支援の要素などを組み込みます。	行政の役割として、子どもたちが最も身近に感じる「学校（学校図書館やグラウンドなど）」を居場所として位置付けます。居場所は、ただ「場」として存在するだけでなく、例えば学校図書館では司書の役割を担う支援活動員を配置し、読書や学習補助といった学習支援の要素などを組み込みます。	居場所として、学校図書館だけをクローズアップされた形になっている。学校グラウンド（フリースペース）も居場所としての取組みを進めているので、包含される表現に修正願いたい。
		年齢別にみた居場所の中に、「放課後児童会」を追記		上記修正内容を踏まえ、「放課後児童会」も追記頂きたい。
31	指導課	臨床心理士が発達相談(検査)やカウンセリングを実施します。	臨床心理士が発達相談やカウンセリングを実施します。	検査は行っていない
	学校給食課	調理員が市内小学校を訪問し、児童と給食を一緒に食べることにより、給食の楽しさや、親しみ、感謝の気持ちを育てます。「 <u>孤食解消の取組</u> 」	調理員が市内小学校を訪問し、児童と給食を一緒に食べることにより、給食の楽しさや、親しみ、感謝の気持ちを育てます。	前回の修正時に修正漏れ
32	青少年指導課 指導課	事業名「 <u>教育コミュニティづくり</u> 」	事業名「 <u>地域学校協働活動</u> 」	担当課から指導課を削除。それに伴い事業名も変更
		放課後児童会の追記		放課後子ども教室が事業として掲載されていることを考慮して、放課後子ども総合プランの関連として放課後児童会も子どもを孤立させない取組みに追記
33	子育て支援課	なお、平成29年度よりひとり親家庭の利用料について、 <u>減免制度を創設</u> します。	なお、平成29年度よりひとり親家庭の利用料について、 <u>負担軽減を図り</u> ます。	表現を改める。
35	生活福祉課	就労に阻害要因のない生活保護受給者に対して、 <u>就労を支援</u> します。	就労に阻害要因のない生活保護受給者に対し、 <u>雇用・就労につながるよう支援</u> します。	同様の事業なので、表現を合わせる。
36	子育て支援課 こども園課	寡婦控除のみなし適用について、表現を改める		各担当課の事業を個別に並べるのではなく、 <u>みなし適用を1つの事業としてまとめる</u> 。
36	青少年育成課	減免制度の適用を新規に追加		当初、寡婦控除のみなし適用として記載していたが、正しくはみなし適用ではないために、他の負担軽減につながる事業として、項目を立てて追記する。